榛東村スポーツ協会会則

【沿革】
平成31年4月1日施行
令和2年4月15日改正

第１章　名称及び事務所

第１条　この会は榛東村スポーツ協会と称し、事務所を榛東村教育委員会に置く。

第２章　目的及び事業

第２条　この会は村民の体力の向上と、健全なるスポーツの振興を図るとともに、スポーツ団体の連絡協調及び育成に寄与することを目的とする。

第３条　この会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

(1) スポーツに関する基本方針の審議確立
(2) 加盟団体への助成及び連絡協調
(3) スポーツに関する資料の研究調査及び需給、斡旋
(4) スポ・レク祭、スポーツ大会、講習会、各種目別競技大会を実施または後援し、スポーツの普及と競技力の向上を図る。
(5) スポーツ功労者及び競技優秀者の表彰
(6) その他目的を達成するための事業

第３章　会員及び組織

第４条　この会の会員は次のとおりとする。

(1) 榛東村民をもって正会員とする。
(2) 村内の在職者で本会の趣旨に賛同し、特にこれを援助する個人及び団体をもって賛助会員とする。

第５条　この会に支部及び専門部を置く。

(1) この会は村内行政単位に支部組織を置き、自治会及び大字をスポーツ単位とする。
(2) 専門部はソフトテニス部、バレーボール部（男子・女子・婦人）、バレーボール審判部、バスケットボール部（男子・女子）、壮年野球部、サッカー協会、柔道部、剣道部、弓道部、バドミントン部、卓球部、スキー部、ゴルフ部（男子・女子）、ゲートボール協会、グラウンドゴルフ協会、野球審判部、テニス部、空手部、ソフト部（男子・女子）、ソフトボール審判部、還暦野球部、インディアカ部、熟年野球部、全榛東野球部、太極拳部、スポーツ少年団及びしんとうスポーツクラブとする。

第４章　役員及び職務

第６条　この会に次の役員を置く。

(1) 会長　１名
(2) 副会長　３名
(3) 書記　１名
(4) 会計　２名

(5) 監査　３名
(6) 事務局長　１名
(7) 理事若干名
(8) 支部長　21名（自治会数）
２　会長は、この会を代表し、これを総括する。
３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。
４　書記は、本会庶務並びに運営の記録にあたる。
５　会計は、本会の経理事務にあたる。
６　監査は、会計を監査する。
７　理事は、各大字及び各専門部を統括する。
８　支部長は、支部を統括する。
９　事務局長は、会長の命により、事務全般を行う。

第５章　役員の選任
第７条　会長、副会長、書記、会計、監査は理事の推薦により総会にはかり決定する。
２　支部長は、支部の推薦により選出された者を会長が委嘱する。
３　代表支部長は、各支部長の互選により選出する。
４　事務局長は、会長が推薦し、総会にはかり決定する。
５　理事は、各自治会より１名（実行指導力のある人）と専門部長と代表支　部長と学識経験者若干名とする。
６　各理事の互選により、代表理事を大字からそれぞれ１名選出する。
第８条　常任理事は、会長、副会長、書記、会計、事務局長、代表理事とする。
第９条　各専門部に、部長、副部長、書記、会計、その他必要な役員を置く。
第10条　各大字に代表支部長、その他必要な役員を置く。
第11条　この会に、顧問、参与及び相談役を若干名おくことができる。委嘱に関しては、第７条第４項の規定を準用する。また、スポーツ推進員については参与とする。
２　顧問、参与及び相談役は、この会の会務に参画する。
第12条　役員の任期は２箇年とする。ただし、再任を妨げない。

第６章　経費及び会費
第13条　この会の会費は、会費及び委託金、寄付金、その他の収入をもってこれにあてる。
２　この会の会費は、正会員毎戸、年300円とする。
３　賛助会員にあっては、１口1,000円とする。
４　この会の会計年度は、毎年度当初において総会の議決を経なければならない。

第７章　会議
第14条　会議は、会長がすべて招集してその議長となる。ただし、総会の議長は別に定める。
第15条　会長は、理事の３分の１以上の要求があったときは、速やかに

理事会を招集しなければならない。
２　理事会の定足数は３分の１以上とし、議事は、出席した構成員の過半数をもって決定する。
３　総会は、理事及び支部役員をもって予算決算を審議し、当該年度の事業計画の審議を年１回開催し、必要あるときは随時開催することができる。
４　総会出席者は、事故のために総会に出席できないとき、他の出席者にその議決権を委任することができる。この時は、委任状を会長に提出しなければならない。
５　総会の定足数は過半数とし、議事は、出席した構成員の過半数をもって決する。

第８章　雑則
第16条　この会の会則は、総会の構成員の３分の２以上の同意を得て改正することができる。
第17条　この会の会則に定めるもののほか、会の運営に必要な事項は会長が定める。

附　則
この会の会則は、平成31年４月１日から施行する。
附　則
この会則は、令和２年４月15日から施行する。